

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

ごみ・資源収集情報	
ごみが75t 増えちゃったよ! (X)	資源の割合が 1%減っちゃったよ! (X)
30年10月 1,117t	30年10月 311t (22%)
29年10月 1,042t	29年10月 316t (23%)
※資源の割合=資源収集量÷ごみと資源量	
資源回収団体による資源回収量	
30年10月	66t
29年10月	61t
1月の資源回収予定	
実施団体	実施日
福栄福寿会	5日(土)
牛浜第二町会	13日(日)
玉川台町会	13日(日)
本町第八第二町内会	13日(日)
本町町会	13日(日)
志茂第二町会	20日(日)
鍋一磯子連	20日(日)
原ヶ谷戸町会	20日(日)
福生団地自治会	20日(日)
南田園一丁目町会	20日(日)
熊川牛浜町会	27日(日)
青少年育成加美地区委員会	27日(日)
永田子供会	27日(日)
南田園三丁目町会	27日(日)
収集地域は実施団体地域内。天候などにより変更する場合もあります。	
【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731	

「声かけでつくり見守る『福』のまち」 福祉バスのラッピングが変わります

12月中旬に、市内を走行している2台の福祉バスに施された、消費者啓発ラッピングの貼り替えを行います。高齢者の消費者被害を防ぐには、周囲の方の見守りや声かけが重要です。消費者被害のない福生市にするために、積極的に見守りましょう。

【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699



※画像はイメージです。今後変更になる場合があります。

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

近年、外来生物であるアライグマ、ハクビシンは野生動物であるため、捕獲する場合は東京都の許可が必要です。また、咬まれるなどの危険性もあることから、絶対に手を出さず、見かけたら、環境課環境係へご連絡ください。ご協力をよろしくお願ひします。



12月の納税のお知らせ
12月は、固定資産税・都市計画税(第3期)、国民健康保険税(第6期)、介護保険料(第6期)、後期高齢者医療保険料(第6期)の納期です。納期限は12月28日(金)です。お忘れのないようご納付ください。口座振替は12月28日(金)の予定です。残高不足にご注意ください。
【問合せ】収納課 ☎ 551・

1月初旬に、「見守り手向け消費者問題啓発冊子」を市内全戸配布します。地域の高齢者の消費者被害を防ぐための見守り活動



「あなたの気づきが必要です!」見守り手向け消費者問題啓発冊子を配布します
1578

に役立つ内容となっておりますので、ぜひ活用ください。
【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699

平成29年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします 【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

平成29年度の国民健康保険特別会計決算は、平成28年度に引き続き黒字となりました。これについては、前年度繰越金があったことなどが要因として考えられますが、一般会計からの8億円の赤字の補てんも行っており、結果的に黒字となったもので、依然として苦しい運営の状況は変わっていません。

＜平成29年度決算の傾向＞

平成29年度は、歳出の保険給付費(医療費等の現物給付と現金給付との合計額)が、前年度比較で4.9%(約2億1,737万円)減少となりました。また、歳入の国民健康保険税が、被保険者数の減少などもあり、前年度比較で4.1%(約5,211万円)減少となりました。

＜加入世帯・被保険者数の状況＞

平成30年3月末現在、加入世帯数は11,398世帯、被保険者数は16,927人で、市全体に占める割合は、世帯数が約38%で被保険者数が約29%となっています。

＜歳入・歳出及び財源状況＞

●歳入(図1)

被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約15%です。また、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れられた金額(一般会計繰入金)は、全体の約13%に上り、この繰入金には、国民健康保険税のうち納められていない額(収入未済額)や医療機関への支払の不足額を補うための赤字補てんが含まれています。

●歳出(図2)

被保険者の皆さんへの現物給付および高額療養費などの現金給付を行

う「保険給付費」は、支出全体の約54%を占めます。また、後期高齢者支援金等(後期高齢者医療保険制度に使われる財源)は約12%、介護給付費納付金(介護保険制度に使われる財源)は約5%です。

※現物給付とは、医療機関で受診する際の給付で、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費負担を除いた残りの医療費のことです。これは、国民健康保険特別会計から医療機関へ支払われます。

※現金給付とは、被保険者へ現金で支給されるもので、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の7割分が支給されるなど、国民健康保険特別会計から被保険者に後日現金で支払われるものです。

●医療費一人当たり財源内訳(図3)

円グラフ中央の数字は、平成29年度中に国民健康保険特別会計から支払った被保険者一人当たりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が239,000円、退職被保険者(被扶養者も含む)が381,000円です。円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけ充てられているかを表しています。

－国民健康保険被保険者の皆さんへ－

平成29年度の歳入部分の国民健康保険税は約12億2,241万9千円となっていますが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた平成29年度現年度保険税のみでは約11億985万6千円になります。本来見込まれていた収入予定額(調定額)は平成29年度現年分のみで約12億

4,184万7千円で、収入予定額から実収入額を引くと約1億3,199万1千円という金額となります。この金額が平成29年度末で未収となりました。現年度分収納率では、前年度の89.3%から平成29年度は89.4%となり、0.1ポイント上がっています。

もし1億3,199万1千円が納付されていれば、平成29年度は一般会計からの純粋な財源不足(赤字)補てん額は8億円です。財源不足(赤字)補てん額は約6億7千万円で済んでいたことになります。

●納付にご協力を

被保険者の方が相互に手を取り合って支えあう「互助の精神」の実践が国民健康保険の制度の維持につながります。なお、納期内納付が困難なときは、ご相談にも応じています。

●「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を通知します

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年10回お送りしています。これは先発医薬品からジェネリック医薬品に変えた場合の差額が100円以上になる方に通知しています。通知には現在の使用薬品名、現在使用している薬の自己負担額と、その薬をジェネリック医薬品に変更した場合の節減額等が表示されています。

ジェネリック医薬品の利用については、病院や薬局で受診した際、医師、または薬剤師にご相談ください。

●保険証の医療機関への提示について

保険証は医療機関等で保険適用の医療行為や調剤を受ける場合、必ず提示してください。保険証を提示しない場合や有効期限の過ぎた保険証を医療機関に提示した場合、保険適用による医療が受けられない場合がありますのでご注意ください。

